

# 帝塚山大学大学院学則

## 第 1 章 総 則

(大学院の目的)

**第 1 条** 本大学院は、教育基本法（昭和22年法律第25号）並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程及び修業年限)

**第 2 条** 本大学院の課程は、博士課程及び修士課程とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）とに区分する。前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

(課程の目的)

**第 3 条** 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

**第 4 条** 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び収容定員等)

**第 5 条** 本大学院に、経済学研究科、人文科学研究科及び法政策研究科を置く。

2 経済学研究科に置かれる専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程		博士後期課程	
専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学	10名	20名	3名	9名

3 人文科学研究科に置かれる専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程		博士後期課程	
専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
日本伝統文化	8名	16名	2名	6名

修士課程

専攻	入学定員	収容定員
臨床社会心理学	20名	40名

4 法政策研究科に置かれる専攻及び学生の定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程		博士後期課程	
専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
世界経済法制	9名	18名	3名	9名

## 第 2 章 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第6条 学年、学期及び休業日については、本学学則第20条から第22条までの規定を準用する。

### 第3章 教育方法等

(教育方法等)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）をもって行うものとする。

第8条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表第1（経済学研究科博士課程）、第2（人文科学研究科博士課程）及び第3（人文科学研究科修士課程）及び第4（法政策研究科博士課程）のとおりとする。

2 博士前期課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第1、第2又は第4の定めるところに従い30単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 修士課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第3の定めるところに従い、38単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 博士後期課程に在学する学生は、必要な研究指導を受けるほか、別表第1、第2又は第4の定めるところに従い4単位以上を履修し、その単位を修得しなければならない。

5 単位の計算については、本学学則第10条の規定を準用する。

第9条 本大学院に在学する学生（以下、本大学院に在学する学生を総称するときは、単に「学生」という。）には、その専攻分野に応じて、それぞれ指導教授を定める。

2 指導教授は、学位論文の作成等について学生を指導する。

第10条 本大学院各研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目若しくは外国の大学院の授業科目又は本学の他の研究科若しくは学部を履修させることができる。

2 博士前期課程又は修士課程に在学する学生が前項の規定により修得した単位は、10単位を越えない範囲で、博士前期課程にあつては、第8条第2項、修士課程にあつては、第8条第3項の単位に充当することができる。ただし、本学学部において修得した単位は4単位までとする。

3 博士後期課程に在学する学生が第1項の規定により修得した単位は、これを第8条第4項の単位に充当することはできない。

### 第4章 課程の修了及び学位の授与

(学位論文の提出等)

第11条 学生は、それぞれの課程の在学期間中に学位（修士又は博士）論文を当該所属の研究科長に提出し、最終試験を受けなければならない。

第12条 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、退学後3年間に限り、当該出身の研究科委員会の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

(論文の審査等)

第13条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において指名された2名以上の教授からなる審査委員会が行う。

2 前項の審査に必要なときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科の准教授又は他の大学院の教授等を審査委員に加えることができる。

3 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて合否を決定する。

(課程の修了)

**第14条** 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学して、当該所属研究科の定めるところにより、授業科目を博士前期課程にあつては、30単位以上、修士課程にあつては、38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することをもって、博士前期課程又は修士課程を修了したものとする。

**第15条** 博士後期課程に3年以上在学して、当該所属研究科の定めるところにより、その課程の授業科目を4単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することをもって、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、研究科委員会が認めた場合に限り、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

**第16条** 第14条の規定により博士前期課程又は修士課程を修了した者には次の学位をそれぞれ授与する。

(1) 経済学研究科

経済学専攻博士前期課程修了者 修士(経済学)

(2) 人文科学研究科

日本伝統文化専攻博士前期課程修了者 修士(学術)

臨床社会心理学専攻修士課程修了者 修士(心理学)

(3) 法政策研究科

世界経済法制専攻博士前期課程修了者 修士(法学)

**第17条** 第15条の規定により経済学研究科博士後期課程を修了した者には博士(経済学)、人文科学研究科博士後期課程を修了した者には博士(学術)、法政策研究科博士後期課程を修了した者には博士(法学)の学位をそれぞれ授与する。

## 第5章 入学、留学、休学及び退学等

(入学)

**第18条** 博士前期課程又は修士課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本大学院が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

**第19条** 博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本大学院又は他の大学院において修士の学位を取得した者

(2) 外国の大学において、博士前期課程と同等以上と認められる課程を修了した者

(3) その他本大学院が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

**第20条** 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

**第21条** 博士前期課程又は修士課程の入学志願者に対しては、学力試験及び健康診断を行い、所定の調査書等を総合して入学を許可すべき者を決定する。

**第22条** 博士後期課程の入学志願者に対しては、修士論文又はそれに準ずる論文を中心とした学力試験を

行い、前期課程における成績等を総合して入学を許可すべき者を決定する。

**第23条** 入学試験に合格した者は、指定の期日までに本大学院所定の誓約書、その他入学手続に必要な書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。ただし、いったん納付した入学金は返付しない。

(入学の時期)

**第24条** 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(在学年限)

**第25条** 博士前期課程又は修士課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することはできない。

ただし、博士後期課程については、特別の事情があるときは、当該所属の研究科委員会の議を経て、在学年限を1年延長することができる。

2 前項に規定する在学年限に達したときは、学生はその身分を失う。

(留学等)

**第26条** 留学、休学、退学、再入学、転学及び除籍等については、本学学則の規定を準用する。

## 第6章 学費その他

(学費)

**第27条** 本大学院において徴収する学費その他は、次のとおりとする。

博士前期課程・修士課程

入学検定料 35,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 年額 650,000円

博士後期課程

入学検定料 35,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 年額 650,000円

2 授業料は、前期・後期の2期に年額を等分して徴収する。

3 人文科学研究科臨床社会心理学専攻の入学者及び在學生は、別に定める実験実習費を納入しなければならない。

4 休学者に対しては、次期以降の学費は徴収しない。ただし、途中で復学した者は、復学の日の属する期の学費を納入しなければならない。

5 再入学を許可された者は、別に定める再入学金を納付しなければならない。

6 いったん納付した学費、その他納付金は、原則返付しない。

7 学費の納付期日その他については、別に定めるところによる。

## 第7章 科目等履修生、聴講生、 特別聴講学生、研究生、研修生、 交換留学生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

**第28条** 本大学院に科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修生、交換留学生及び外国人留学

生（以下「科目等履修生等」という。）の制度を置く。

2 科目等履修生等については、本学学則第51条から第57条までの規定を準用する。

## 第 8 章 教 員 組 織

（教員組織）

**第29条** 本大学院研究科の教員は、本大学の教授、准教授等のうちからこれに充てる。

2 前条のほか、必要に応じて、客員教授、招聘教員並びに非常勤講師を置くことができる。

## 第 9 章 運 営 組 織

（研究科委員会）

**第30条** 本大学院各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科に所属する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科に所属する准教授を加えることができる。

**第31条** 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 学位論文に関すること
- (3) 学生の入学、留学、休学、退学、除籍及び懲戒その他学生の身分に関すること
- (4) 教員の選考に関すること
- (5) 諸規程の制定及び改廃に関すること
- (6) その他研究科の運営に関する重要事項

（委員会）

**第32条** 各研究科に、教育課程、予算その他必要な事項に関する委員会を置くことができる。

（研究科長）

**第33条** 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科担当の教授のなかから互選する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて、当該研究科の運営に当たる。
- 5 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 研究科長は、必要と認めるとき、研究科の各専攻に専攻主任を置くことができる。

（学則外事項の処理）

**第34条** この学則に定めるもののほか、必要な事項は、各研究科委員会が定める。

## 第 10 章 教 育 職 員 免 許 状

（教育職員免許状の取得）

**第35条** 人文科学研究科日本伝統文化専攻において、教育職員免許状を取得しようとする者は、第14条に規定する要件のほか、必要に応じて教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2 人文科学研究科日本伝統文化専攻において取得できる免許状の種類及び教科等は、別表2-2に定めるところによる。

## 第 11 章 学生の懲戒

(懲戒)

第36条 学生の懲戒については、本学学則第58条から第60条までの規定を準用する。

## 第 12 章 学 則 改 正

(改正)

第37条 この学則の改正には、各研究科委員会の議を経て、協議会において出席者の3分の2以上が賛成することを要する。

### 附 則

- 1 この学則は、大学院設置の日からこれを施行する。
- 2 第27条第1項の規定にかかわらず本学卒業者にかかる博士前期課程又は修士課程への入学手続者の入学金は100,000円とする。

### 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項の規定にかかわらず、本大学院の博士前期課程を修了して博士後期課程へ進学する者については、博士後期課程入学金を免除する。

### 附 則

この学則は、平成6年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成7年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成9年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成10年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. 学則27条の一部改正については、平成11年9月24日から適用する。

### 附 則

この学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日からこれを施行する。

**附 則**

この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。



30単位以上履修し、その単位を修得しなければならない。

## 博士後期課程

### 1 授業科目及び単位数

授 業 科 目								単位数	
理	論	経	济	学	特	殊	研 究	4	
計	量	経	济	学	特	殊	研 究	4	
日	本	経	济	史	特	殊	研 究	4	
西	洋	経	济	史	特	殊	研 究	4	
経	济	政	策	特	殊	研 究	I	4	
経	济	政	策	特	殊	研 究	II	4	
(	公	共		政	策		)		
経	济	政	策	特	殊	研 究	III	4	
(	貿	易		政	策		)		
国	際	経	济	学	特	殊	研 究	4	
ア	ジ	ア	経	济	論	特	殊	研 究	4
財	政	学		特	殊	研 究		4	
統	計	学		特	殊	研 究		4	
経	営	学		特	殊	研 究		4	
経	営	管	理	論	特	殊	研 究	4	
会	計	学		特	殊	研 究		4	
会	計	情	報	分	析	特	殊	研 究	4
財	務	管	理	論	特	殊	研 究	4	
								4	

### 2 履修方法

博士後期課程に在学する学生は、上表の科目のなかから、指導教授が担当する特殊研究を含め、少なくとも4単位を修得しなければならない。

別表第2 人文科学研究科日本伝統文化専攻

授業科目、単位数及び履修方法

博士前期課程

1. 授業科目及び単位数

授 業 科 目		配当年次	単位数	
専	演習科目	民俗学演習	1～2	8
		日本演劇学演習	1～2	8
		社会史演習	1～2	8
		古代社会史演習	1～2	8
		古典文学演習	1～2	8
		日本・東洋美術史演習	1～2	8
		歴史考古学演習	1～2	8
門 科 目	講 群	I 民俗学特論	1・2	4
		I 日本演劇学特論	1・2	4
		I 民俗芸能特論	1・2	4
		I 民俗宗教特論	1・2	4
		I 民俗技術特論	1・2	4
	義 群	II 社会史特論	1・2	4
		II 古代社会史特論	1・2	4
		II 平安文学特論	1・2	4
		II 比較文化特論	1・2	4
		II 都市社会史特論	1・2	4
	科 群	III 日本・東洋美術史特論	1・2	4
		III 絵画史特論	1・2	4
		III 彫刻史特論	1・2	4
		III 工芸史特論	1・2	4
		III 東アジア文化交流史特論	1・2	4
	目 群	IV 歴史考古学特論	1・2	4
		IV 日本考古学特論	1・2	4
		IV 古代仏教史特論	1・2	4
		IV 宗教史特論	1・2	4
		IV 宗 教 史 特 論	1・2	4
臨地講義科目	奈良学特論	1・2	2	

2. 履修方法

〔修了要件〕

博士前期課程に2年以上在学して、研究科の定めるところにより、授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

〔履修方法・単位数〕

(1) 指導教授が担当する演習科目は、2年間にわたり履修し、8単位を修得すること。

(2) 講義科目は、次のとおり履修しなければならない。

「民俗学演習」を専攻する者は、「民俗学特論」（4単位）を含めてI群より2科目8単位以上

「日本演劇学演習」を専攻する者は、「日本演劇学特論」（4単位）を含めてI群より2科目8単位以上

「社会史演習」を専攻する者は、「社会史特論」（4単位）を含めてII群より2科目8単位以上

「古代社会史演習」を専攻する者は、「古代社会史特論」（4単位）を含めてII群より2科目8単位以上

「日本・東洋美術史演習」を専攻する者は、「日本・東洋古代社会史特論」（4単位）を含めて

Ⅲ群より2科目8単位以上

「歴史考古学演習」を専攻する者は、「歴史考古学特論」（4単位）を含めてⅣ群より2科目8単位以上

「古典文学演習」を専攻する者は、「平安文学特論」（4単位）を含めてⅣ群より2科目8単位以上

(3) 講義科目（Ⅰ群からⅣ群）はそれぞれの演習科目に対応する授業科目であり、指導教員の指導を受けた上、履修しなければならない。

(4) 臨地講義科目「奈良学特論」（2単位）を修得すること。

(5) 大学院学則第10条第1項・2項の定めにより、他の大学院もしくは外国の大学院または人文科学部の授業科目の履修を希望する場合は、その旨を指導教員に申し出て、指示を受けなければならない。

(6) 上記(1)から(5)を含め、合計30単位以上を選択履修すること。

## 博士後期課程

### 1. 授業科目及び単位数

授 業 科 目		配当年次	単位数
研究指導科目	民俗学特殊研究	1～3	4
	社会史特殊研究	1～3	4
	仏教美術史特殊研究	1～3	4
	寺院史特殊研究	1～3	4
関連講義科目	民俗芸能特殊講義	1・2・3	4
	民族考古学特殊講義	1・2・3	4
	都市社会史特殊講義	1・2・3	4
	民俗宗教特殊講義	1・2・3	4
	東アジア文化交流史特殊講義	1・2・3	4
	東洋美術史特殊講義	1・2・3	4

### 2. 履修方法

博士後期課程に在学する学生は、上表の科目のなかから、指導教授が担当する特殊研究を含め、少なくとも4単位を修得しなければならない。

## 別表2-2

### 1) 免許状の種類

研究科名	免許状の種類	免許の教科
人文科学研究科	中学校教諭 専修免許状	社 会
	高等学校教諭 専修免許状	地理歴史

### 2) 免許状の取得要件

- ① 博士前期課程に2年以上在学して、本研究科の授業科目を30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ② 原則として、中学校1種普通免許状（社会）及び高等学校1種普通免許状（地理歴史）を有していること。
- ③ ②を有していない場合、大学院の研究を続けながら学部において不足している科目を履修することは、演習指導科目と時間割が重複しないなど一定の条件の許で可能。

別表第3 人文科学研究科臨床社会心理学専攻

授業科目、単位数及び履修方法

修士課程

1. 授業科目及び単位数

授 業 科 目		配当年次	単位数				
専 門 科 目	心理学研究Ⅰ群科目 心理学基礎	心理学研究法特論 心理統計法特論 臨床心理学研究法特論 社会心理学研究法特論	1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2				
	心理学研究Ⅱ群科目 心理学基礎	実験心理学特論 学習心理学特論 知覚心理学特論 認知心理学特論 感情心理学特論 発達心理学特論 パーソナリティ心理学特論	1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2				
臨 床 心 理 学 専 修 目	臨床心理学基礎研究科目	臨床心理学特論Ⅰ 臨床心理学特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅰ 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅰ 臨床心理査定演習Ⅱ 臨床心理基礎実習 臨床心理実習 臨床心理実習指導Ⅰ 臨床心理実習指導Ⅱ	1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 2 2 1・2 2 2 2				
		臨床心理Ⅰ群科目	精神医学特論 心身医学特論 神経生理学特論 障害者心理学特論	1・2 2 1・2 2 1・2 2 2 2			
			臨床心理Ⅱ群科目	投影法特論 心理療法特論 学校臨床心理学特論 グループ・アプローチ特論 臨床心理地域援助特論 被害者支援特論 産業カウンセリング特論	2 2 1・2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
				社会心理学基礎研究科目	社会心理学特論Ⅰ 社会心理学特論Ⅱ 社会心理学文献講読演習Ⅰ 社会心理学文献講読演習Ⅱ 社会心理基礎実習 社会心理実習	1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 2 2	
		社会心理Ⅰ群科目			対人行動学特論 リスク心理学特論 人間関係特論	1・2 2 1・2 2 1・2 2	
					社会心理Ⅱ群科目	犯罪心理学特論 産業心理学特論 社会病理学特論 交通心理学特論 人間工学特論	1・2 2 1・2 2 1・2 2 1・2 2 2 2

演習科目	心理学特別演習Ⅰ	1・2	4
	心理学特別演習Ⅱ	2	4

## 2. 履修方法

### 〔修了要件〕

修士課程に2年以上在学して、研究科の定めるところにより、授業科目を38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

### 〔履修方法・単位数〕

#### (1) 演習科目

指導教授が担当する演習科目は、2年間にわたり8単位を履修しなければならない。

#### (2) 心理学基礎研究科目は、次により履修すること。

- ① 心理学基礎研究Ⅰ群科目から必修科目4単位を含めて6単位を履修すること。
- ② 心理学基礎研究Ⅱ群科目から2単位以上を履修すること。

#### (3) 臨床心理学専修

臨床心理学専修を専攻する者は、次により履修すること。

- ① 臨床心理学基礎研究科目から16単位を履修すること。
- ② 指導教授の指導により、前記(1)、(2)及び(3)の①に従い履修した最低単位数32単位と修了に必要な単位数38単位との差6単位以上を「臨床心理Ⅰ群科目」、「臨床心理Ⅱ群科目」及び社会心理学専修の授業科目の中からそれぞれ2単位を含めて選択履修すること。

#### (4) 社会心理学専修

社会心理学専修を専攻する者は、次により履修すること。

- ① 社会心理学基礎研究科目から12単位を履修すること。
- ② 指導教授の指導により、前記(1)、(2)及び(4)の①に従い履修した最低単位数28単位と修了に必要な単位数38単位との差10単位以上を「社会心理Ⅰ群科目」、「社会心理Ⅱ群科目」及び臨床心理学専修の授業科目の中からそれぞれ2単位を含めて選択履修すること。

#### (5) 指導教授及び研究科委員会が適切と認めたときは、本学及び他大学の大学院の修士課程又はこれに相当する課程の授業科目を履修し、修得した単位数を本修士課程修了に必要な単位数に算入することができる。

#### (6) 上記(1)、(2)、(3)又は(4)及び(5)を含めて最低38単位以上を履修すること。

別表第4 法政策研究科世界経済法制専攻

授業科目、単位数及び履修方法

博士前期課程

1. 授業科目及び単位数

授 業 科 目		配当年次	単位数
専	知的財産法制コース	知的財産の保護と救済演習	1～2 8
		知的財産法基礎理論	1・2 4
		知的財産の管理	1・2 4
		国際経済競争の枠組みと法	1・2 4
		知的財産事例研究	1・2 4
		国際知的財産法	1・2 4
		知的財産実務	1・2 4
門	国際契約法コース	国際契約規律の法理演習	1～2 8
		国際金融技術論演習	1～2 8
		国際契約法基礎理論	1・2 4
		国際金融法務	1・2 4
		国際取引紛争処理制度特論	1・2 4
科	市民法秩序コース	地方自治システムと行政評価演習	1～2 8
		苦情処理制度と被害救済演習	1～2 8
		消費者法システム論	1・2 4
		消費者保護と損害賠償責任	1・2 4
		行政救済手続特論	1・2 4
目	共通専門科目	国際人権法特論	1・2 4
		国際的法抵触特論	1・2 4
		国際通貨体制論	1・2 4
		コーポレート・ガバナンス	1・2 4
		企業法務特論	1・2 4
		都市政策特論	1・2 4
		国際民事手続法	1・2 4
		電子取引システム特論	1・2 4
		日本法システム特論	1・2 4
		EU・アメリカ経済法史論	1・2 4
		日本政治外交史	1・2 4
		公共政策法制と協働主義	1・2 4
		高度人材インターンシップ	1・2 4

2. 履修方法

〔修了要件〕

博士前期課程に2年以上在学して、研究科の定めるところにより、授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

〔履修方法・単位数〕

- (1) 指導教授が担当する演習科目は、2年間にわたり8単位を履修しなければならない。
- (2) 講義科目は、次のとおり履修しなければならない。
  - ① 指導教授の指導に基づいて、それぞれの演習科目に対応する各コースの講義科目を履修すること。

- ② 指導教授の指導に基づいて、他のコースの講義科目又は共通専門科目を履修することができる。この場合、修了に必要な単位に充当することができる。
- (3) 指導教授及び研究科委員会が適切と認めるときは、経済学研究科博士前期課程の「国際経済学特論」及び「アジア経済論特論」を履修し、修得した単位を博士前期課程修了に必要な単位に算入することができる。
- (4) 指導教授及び研究科委員会が適切と認めるときは、他の大学院の博士前期課程又はこれに相当する課程の授業科目を履修し、修得した単位を博士前期課程修了に必要な単位に算入することができる。
- (5) 指導教授及び研究科委員会が適切と認めるときは、法政策学部の授業科目を履修し、修得した単位を博士前期課程修了に必要な単位に算入することができる。

## 博士後期課程

### 1. 授業科目及び単位数

	授 業 科 目	配当年次	単位数
研究 指導 科目	知的財産法制特殊研究	1～3	4
	国際取引法特殊研究	1～3	4
	国際金融法務特殊研究	1～3	4
	市民参画制度特殊研究	1～3	4
	市民保護制度特殊研究	1～3	4
関 連 講 義 科 目	知的財産管理論特殊講義	1・2・3	4
	国際契約法論特殊講義	1・2・3	4
	コーポレート・ガバナンス特殊講義	1・2・3	4
	企業法務特殊講義	1・2・3	4
	コンプライアンス・プログラム特殊講義	1・2・3	4
	イタリア商法史特殊講義	1・2・3	4
	西洋古典法の構造特殊講義	1・2・3	4
	都市行政多様性論特殊講義		
	高度人材インターンシップⅡ		

### 2. 履修方法

博士後期課程に在学する学生は、上表の科目のなかから、指導教授が担当する特殊研究を含め、少なくとも4単位を修得しなければならない。